

第 19 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 25 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区国民健康保険条例（昭和 34 年足立区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 8 号を次のように改める。

（ 8 ） 削除

第 7 条第 1 号中「第 6 号」を「第 4 号」に改め、同条第 5 号及び第 6 号を削る。

第 9 条の 8 を次のように改める。

第 9 条の 8 削除

第 14 条の 3 各号列記以外の部分中「一般被保険者（）」の次に「法第 8 条の 2 に規定する」を加える。

第 15 条の 4 第 1 項第 1 号中「100 分の 194」を「100 分の 204」に、「100 分の 61」を「100 分の 59」に改め、同項第 2 号中「27, 300 円」を「29, 400 円」に、「100 分の 39」を「100 分の 41」に改める。

第 16 条の 4 第 1 項第 1 号中「100 分の 23」を「100 分の 27」に改め、同項第 2 号中「7, 800 円」を「9, 000 円」に改める。

第 19 条の 2 第 1 号イ中「16, 380 円」を「17, 640 円」に改め、同号ロ中「4, 680 円」を「5, 400 円」に改め、同条第 2 号イ中「10, 920 円」を「11, 760 円」に改め、同号ロ中「3, 120 円」を「3, 600 円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

13 平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度における第 14 条の 3 及び第 16 条の規定の適用については、第 14 条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、

法附則第 14 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」と、同条第 2 号中「その他」とあるのは「、法附則第 13 項の規定による交付金その他」と、「法第 72 条の 2 第 1 項の規定による繰入金」とあるのは「法第 72 条の 2 第 1 項の規定による繰入金（法附則第 12 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額から介護納付金の納付に要する費用に係るものを控除した額を除く。）」と、第 16 条第 2 号中「法第 72 条の 2 第 1 項の規定による繰入金」とあるのは「法第 72 条の 2 第 1 項の規定による繰入金（法附則第 12 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち、介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に行われた療養又は薬剤の支給に係るこの条例による改正前の足立区国民健康保険条例の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第 15 条の 4 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項及び第 19 条の 2 の規定は、平成 15 年度分の保険料から適用し、平成 14 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

医療制度改革に伴い、退職被保険者等の規定を整備するとともに、保険料率を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。